

発議案第7号

白井市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を別紙のとおり白井市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月22日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 柴田 圭子

提案理由

本案は、白井市行政組織条例の改正案の可決に伴い、総務常任委員会の所管を変更するため提案するものです。

## 白井市議会委員会条例の一部を改正する条例

白井市議会委員会条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中キをクとし、ウからカまでをエからキまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 未来創造戦略室の所掌に属する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

発議案第7号資料

○白井市議会委員会条例（平成13年条例第3号）新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
<b>第2条</b> (略)	<b>第2条</b> (略)
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
(1) 総務企画常任委員会 6人	(1) 総務企画常任委員会 6人
ア・イ (略)	ア・イ (略)
ウ <u>未来創造戦略室の所掌に属する事項</u>	(新設)
エ (略)	ウ (略)
オ (略)	エ (略)
カ (略)	オ (略)
キ (略)	カ (略)
ク (略)	キ (略)
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
(略)	(略)